

第6期能美市障害福祉計画
第2期能美市障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

能美市

～「障害」のひらがな表記について～

障害の「害」を漢字表記することについては、負のイメージや不快感を抱かれる方々に配慮する必要があります。また、「害」の字をひらがな表記することについては様々な意見があり、「障害」という用語自体を変更すべきだという意見も少なくありません。

しかしながら、現時点において定着した替わる用語がないことから、この計画書において本市では下記のとおり取り扱いしています。

- ・文章中の「障害」という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。

例) 障害者 ⇒ 障がい者、障がいのある人

- ・法令、条例、規則や固有名称等は、従前どおりの表記とします。

例) 障害者自立支援法、障害福祉サービス、広汎性発達障害、障害者週間など

【目次】

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の推進体制

第2章 障がい福祉をめぐる現状

1. 障がいのある人の状況
2. 支援が必要なこどもの状況
3. 障害福祉サービスの利用実績及び目標達成状況
4. 地域生活支援事業の利用実績及び目標達成状況
5. 障害児通所支援等の利用実績
6. 第5期計画に示された国の基本指針に基づく成果目標に対する実績

第3章 計画の基本方向

1. 計画の基本理念
2. 計画策定に係る国の基本指針及び数値目標
3. 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスとその体系

第4章 障害福祉サービス等の見込みと方策

1. 介護給付
2. 訓練等給付
3. その他のサービス
4. 地域生活支援事業

第5章 障害児支援の提供体制と整備

1. 障害児通所支援
2. 子ども発達支援センターの設置
3. 保育所等訪問支援体制の構築
4. 重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
5. 医療的ケア児支援のための連携協議の場の設置及びコーディネーターの配置

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成18年度に施行された障害者自立支援法では、身体、療育、精神の障害福祉サービスの一元化や、地域生活の移行促進、就労支援の強化等が図られるとともに、都道府県及び市町村に対して障害福祉計画の策定が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

障害者自立支援法は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」)へと平成25年度に改正され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや支援の拡充が行われるとともに、障害福祉計画についても、定期的な調査分析及び評価を行い、必要に応じた措置を講じることが規定されました。

石川県においては、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で、さまざまな困難や妨げとなっているもの・原因(=社会的障壁)を、県民一人ひとりが支えあいの心により取り除こうと努力することで、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指す「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」(以下、「県共生社会づくり条例」)が令和元年10月に施行されました。

令和2年度末で第5期の障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの本市における各障害福祉サービスの量的な推移とその方策を検証し、国や石川県の障害者施策全般に渡る近年の同行を踏まえながら、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定するものです。

国の施策動向

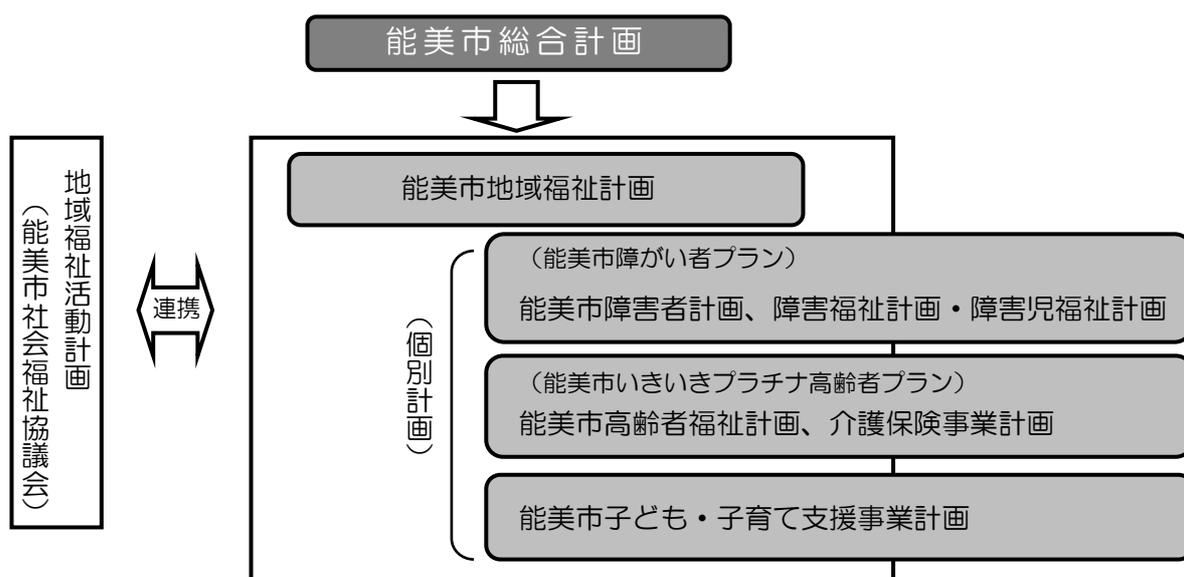
- 障害者差別解消法の施行(H28.4.1)
- 成年後見人制度利用促進法(H28.5.13)
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律(H28.4.1)
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(H30.4.1)
 - ・自立生活援助、就労定着支援の創設
 - ・居宅訪問型居宅児童発達支援の創設
 - ・医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - ・市町村障害児福祉計画の策定
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(R1.6)

石川県の施策動向

- 障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例(共生社会づくり条例)(R1.10)
- 心身障害者医療費助成制度の改正(R2.3)
 - ・精神保健福祉手帳1級所持者の対象者拡大と65歳以上対象者の現物給付

2. 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「能美市総合計画」やその地域福祉分野の施策を具現化した「能美市地域福祉計画」との整合性を図り、障害者基本法の中で、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として位置づけられている「障害者計画」、高齢者の福祉計画である「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」や児童の福祉計画である「子ども・子育て支援事業計画」と調和が保たれたものとしします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
第2期 能美市障害者計画					第3期 能美市障害者計画						
第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		

4. 計画の推進体制

(1) 地域とのネットワーク

社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員や地域福祉委員会、障害者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を図ります。

(2) 自立支援協議会

本市では、障害者計画等の策定に関する審議やこれら計画の施策の進捗についての評価並びに地域の関係機関や障害者支援の実施者の連携強化を目的として能美市自立支援協議会を設置しています。各連絡会等で議論された意見等を参考に、新たな3か年の計画値を定めました。

関係機関と連携しながら、本計画に沿って障がいのある人への支援に取り組めます。

(3) 庁内の連携体制

障害者福祉施策については、保健、介護、医療、福祉、児童の福祉部局のみならず、教育や都市計画、産業等全庁的な取り組みが必要なことから、本計画に基づく施策を推進する必要があります。

令和2年度に、能美市は「SDGs未来都市」の認定を受けました。恵まれた自然や風土で長年にわたり育まれた能美の「お人柄」を強みとして、自立的な市民力・地域力を結集することにより、誰もが活躍できる豊かな暮らしを創出し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「日本一暮らしやすさを実感できるまち」を目指しています。

SDGsの基本理念である「誰ひとり取り残さない」という理念は、共生社会そのものであり、多様性、公正性、包摂性を軸とした、他者の個性や違いを認めながら、誰もが安心して暮らせる社会を構築するため、庁内関係部課の相互連携を図りながら、総合的な施策の検討や計画的な実施に努めます。

(4) 国・県等との連携

国及び県との整合性を保ちながら、適切な施策展開を図ります。また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援等、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう連携強化に努めます。

(5) 計画の進行管理

所管課の福祉課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、能美市地域自立支援協議会による評価・点検を行います。「PDCA サイクル」に基づく計画の進捗管理を行うため、能美市地域自立支援協議会等から随時意見を聴取しながら、各施策の実施状況等を点検します。

第 2 章 障がい福祉をめぐる現状

1. 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

本市の総人口は合併以来増加を続けており、近年では 5 万人前後を推移しています。高齢化率や手帳所持者もゆるやかに増加しています。各手帳所持者状況では平成 28 年度と比べ身体障害者手帳所持者は 67 人減少ですが、療育手帳は 42 人増、精神障害者保健福祉手帳は 81 人増とそれぞれ約12%、約29%の伸びとなっています。

表 1 障害者手帳所持者の状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
総人口(人)		49,748	49,814	49,921	50,053	49,990
高齢化率		24.5%	24.9%	25.2%	25.4%	25.7%
手帳所持者総数	所持者(人)	2,305	2,294	2,286	2,324	2,361
	対総人口比率	4.63%	4.61%	4.58%	4.64%	4.72%
身体障害者手帳	所持者(人)	1,670	1,649	1,629	1,629	1,603
	構成率	72.5%	71.9%	71.2%	70.1%	67.9%
	対総人口比率	3.36%	3.31%	3.26%	3.25%	3.20%
療育手帳	所持者(人)	356	365	365	378	398
	構成率	15.4%	15.9%	16.0%	16.3%	16.9%
	対総人口比率	0.72%	0.73%	0.73%	0.75%	0.79%
精神障害者 保健福祉手帳	所持者(人)	279	280	292	317	360
	構成率	12.1%	12.2%	12.8%	13.6%	15.2%
	対総人口比率	0.56%	0.56%	0.58%	0.63%	0.71%

資料:住民基本台帳、福祉課(各年 4 月 1 日現在)

(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者は、高齢に伴う疾病等により、他の手帳所持者と比べ所持が多くなっています(表2)。平成 28 年度から令和 2 年度まで 1,670 人から 1,603 人と減少しており、級別では 2 級所持者が 31 人、3 級所持者が 13 人の減となっています(表3)。

表 2 年代別身体障害者手帳所持者

(単位:人)

年代別	10 歳未満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上	合計
H30	11	28	26	41	84	124	287	1,028	1,629
R1	10	27	30	41	87	123	268	1,043	1,629
R2	11	25	32	35	91	134	251	1,024	1,603

資料:福祉課(各年 4 月 1 日現在)

表3 等級別身体障害者手帳所持者の推移

(単位:人)

等級	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1級	515	435	508	514	512
2級	285	293	261	247	254
3級	386	423	382	398	373
4級	340	348	338	335	335
5級	60	68	61	59	55
6級	84	82	79	76	74
計	1,670	1,649	1,629	1,629	1,603

資料:福祉課(各年度4月1日現在)

部位別では、平成28年度から令和2年度の期間で、「内部障がい」は増加、「聴覚障がい」「肢体不自由」は減少、その他は横ばいとなっています(表4)。

表4 部位別身体障害者手帳所持者の推移 (単位:人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内部障がい	487	496	502	529	532
聴覚障がい	131	125	122	116	105
言語・音声・そしゃく	14	16	16	11	12
肢体不自由	971	945	927	909	888
視覚障がい	67	67	62	64	66
計	1,670	1,649	1,629	1,629	1,603

資料:福祉課(各年度4月1日現在)

(3)知的障がいのある人

療育手帳所持者は、近年、10代の学齢期や20代の若い年代で所持が多くなっています(表5)。判定別では、平成28年度と比べ、A判定(重度)が15人、B判定(中軽度)が27人、全体で42人の増となっています(表6)。

表5 年代別療育手帳所持者 (単位:人)

年代別	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
H30	33	69	77	59	48	38	25	16	365
R1	28	81	80	58	54	38	21	18	378
R2	32	81	85	56	61	40	22	21	398

資料:福祉課(各年4月1日現在)

表6 判定別療育手帳所持者数 (単位:人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A 判定	130	132	133	141	145
B 判定	226	233	232	237	253
計	356	365	365	378	398

資料:福祉課(各年度 4 月 1 日現在)

(4)精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者(発達障がいを含む)は、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間で、279 人から 360 人と 81 人増加しており、2 級所持者が増えています(表7)。

年代別では 30 代から 50 代の手帳所持者がおおくなっています。(表8)。障害者自立支援医療における精神通院医療の受給者数は、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 年間で 47 人の増加となっています(表9)。

表7 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位:人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	24	24	23	25	26
2 級	208	213	226	250	277
3 級	47	43	43	42	42
計	279	280	292	317	345

資料:福祉課(各年度 4 月 1 日現在)

表8 年代別精神障害者保健福祉手帳所持者 (単位:人)

年代別	10 歳未 満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代 以上	合計
H30	1	8	31	46	74	52	38	42	292
R1	2	11	32	54	74	63	40	41	317
R2	1	12	38	58	78	75	33	50	345

資料:福祉課(各年 4 月 1 日現在)

表9 自立支援医療(精神通院医療)受給者

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受給者(人)	580	589	583	611	627
対総人口比率	1.17%	1.18%	1.17%	1.22%	1.25%

資料:福祉課(各年度 4 月 1 日現在)

2. 支援が必要な子どもの状況

(1) 未就学児の状況

保育園の園児数は、平成 28 年度と令和 2 年度と比べ、164人の減少となっており、団塊ジュニア世代の出産適齢期がピークを過ぎ、少子化の影響が見て取れます(表10)。

市保育園における加配保育士を必要とする園児は、令和 2 年度で 41 人と平成 28 年度と比べほぼ横ばいです(表11)。各園が加配保育士を必要とすることが適当と判断した児で、子ども発達支援センターなど保育園以外に支援を受けている児は全体で39人おり、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている人は 12 人です(表12)。医療的ケア等、特別な支援を必要とする児の利用はありません(令和 3 年 2 月現在)。

表10 通園児童数 (単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市内保育(人)	1,984	1,931	1,945	1,924	1,831
管外(人)	137	131	136	139	126
計(人)	2,121	2,062	2,081	2,063	1,957

資料:子育て支援課(各年度 4 月 1 日現在)

表11 市保育園における加配保育士を必要とする園児数(常時支援が必要な児)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
加配園児数(人)	39	32	33	41	41
園児全体に占める割合(%)	2	1.7	1.7	2.1	2.2

資料:子育て支援課(各年度 4 月 1 日現在)

表12 市保育園における配慮を必要とする児(※1)の保育園以外のサービス等利用状況

(単位:人)

	手帳所持(※2)	市子ども発達支援 C の個別支援あり	障がい児通所支援利用者	その他療育等利用者
合計(人)	12	17	3	19

資料:子育て支援課(令和 2 年 4 月 1 日現在)

※1 各園が加配保育士を要求することが適当と判断した児

※2 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受ける児

発達の気になる児童として、認定こども園等が市子ども発達支援センターの支援を受けた人数(循環相談対象実人数)は594人となっており、0 歳から 4 歳までの人数 1,998 人のうち 29.7%が支援を受けています。また、5 歳児が164人と、就学が近づくにつれ相談画像がする傾向があり、スムーズな就学のための支援が必要とされていることが伺えます。(表13)。

表13 市内未就学児に対する市子ども発達支援センターの支援状況（単位：人）

年代別	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計	全体割合
市内保育園通園児	164	110	111	120	71	1	577	28.9%
管外保育利用児	7	3	0	2	0	0	12	0.6%
未就園	0	0	0	3	2	0	5	0.3%
合計	171	113	111	125	73	1	594	29.7%

資料：子育て支援課（令和2年2月1日現在）

(2)就学児の状況

市内小学校特別支援学級における児童数は、令和2年度では48人であり、全体児童数の1.6%を占めており、平成28年度と比べ11人の増、0.4%の伸びとなっています。市内中学校特別支援学級における生徒数は令和2年度では18人で平成28年度と比べ4人の増、0.3%の伸びとなっています(表14)。

表14 市内小中学校特別支援学級における在籍児童数（単位：人）

		H28	H29	H30	R1	R2
市内小学校 特別支援学級(8学校)	全児童数	3,160	3,112	3,048	2,968	2,925
	支援学級児童数	37	37	40	38	48
	支援学級児童割合	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.6%
市内中学校 特別支援学級(3学校)	全児童数	1,660	1,615	1,581	1,567	1,569
	支援学級児童数	14	17	15	14	18
	支援学級児童割合	0.8%	1.1%	0.9%	0.9%	1.1%

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

市内小学生154人、市内中学生71人の児と保護者が、市子ども発達支援センターでの支援を受けています(経過観察含む)。市内小学校、中学校児童に占める割合は、それぞれ5.3%、4.5%となっています(表15、16)。医療的ケアが必要な児は1名います(胃ろう、吸痰、人工呼吸器。令和3年2月現在)。

特別支援学校における在籍児童数は全体で71人となっています。前回調査時より、さまざまな学校に通学しています。特別支援学校通学者のうち、医療的ケアが必要な児は1人います(胃ろう、吸痰、人工呼吸器。令和3年2月現在)(表17)。

表15 市子ども発達支援センターの支援状況

	低学年(1年～3年)	高学年(4年～6年)	合計	全児童に占める割合
小学生支援数	105	49	154	5.3%

資料：子育て支援課(子ども発達支援センター)（令和2年3月末現在）

表16 市内に居住する中学生に対する市子ども発達支援センターの支援状況

	1年	2年	3年	合計	全児童に占める割合
中学生支援数	20	24	27	71	4.5%

資料:子育て支援課(子ども発達支援センター) (令和2年3月末現在)

表17 特別支援学校への通学児童・生徒数 (単位:人)

	幼稚部	小等部	中等部	高等部	合計
県立いしかわ特別支援学校	-	0	0	2	2
県立医王特別支援学校	0	1※	0	0	1
県立明和特別支援学校	-	0	0	1	1
県立小松特別支援学校	-	18	15	24	57
県立小松瀬領特別支援学校	-	1	1	0	2
県立医王特別支援学校小松みどり分校	0	0	1	0	1
県立錦城特別支援学校	0	0	0	0	0
県立ろう学校	1	1	1	2	5
県立盲学校	-	0	0	0	0
金沢大学付属特別支援校	0	0	0	0	0
合計	1	23	18	29	71

資料:福祉課、学校教育課、各学校(令和2年5月1日現在)

※令和2年5月11日付で転入

3. 障害福祉サービスの利用実績及び目標達成状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)は、ほぼ計画通りの実績値となっています(表18)。利用実績の内訳としては、高齢化に伴い、介護サービスに移行する利用者もあり、利用人数は横ばいとなっています(表19)。

表18 訪問系サービスの利用実績及び目標達成状況

	(/ 月)	単 位	利用人数			単 位	利用日数		
			H30	R1	R2		H30	R1	R2
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	人	35	37	39	日	320	335	340
	実績値	人	36	34	38	日	312	327	363
	達成率	%	102.9	91.9	97.4	%	97.5	97.6	106.8

(実績値:各年度 10 月提供分)

表19 訪問系サービスの利用実績内訳

	(/ 月)	単 位	利用人数			単 位	利用日数		
			H30	R1	R2		H30	R1	R2
居宅介護		人	30	34	33	日	279	315	339
重度訪問介護		人	0	4	0	日	0	48	0
同行援護		人	3	3	3	日	22	16	12
行動援護		人	3	3	2	日	12	13	12
重度障害者等包括支援		人	0	0	0	日	0	0	0

(実績値:各年度 10 月提供分)

(2)日中活動系サービス

自立訓練については、実績がありませんでした。短期入所、療養介護の利用については計画を下回っています。就労移行支援、就労継続支援についてはほぼ計画通りの実績となっています。就労継続支援については、精神に障がいのある方の利用が増加しています(表20)。

表20 日中活動系サービスの利用実績及び目標達成状況

	(／月)	単 位	利用人数			単 位	利用日数		
			H30	R1	R2		H30	R1	R2
生活介護	計画値	人	125	127	130	日	2,500	2,580	2,650
	実績値	人	122	117	115	日	2,532	2,400	2,402
	達成率	%	97.6	92.1	88.4	%	101.3	93.0	90.6
短期入所	計画値	人	20	22	23	日	95	100	110
	実績値	人	15	15	10	日	67	62	38
	達成率	%	75	68.2	43.4	%	70.5	62.0	34.5
自立訓練 (機能訓練)	計画値	人	1	1	1	日	10	10	10
	実績値	人	0	0	0	日	0	0	0
	達成率	%	0.0	0.0	0.0	%	0.0	0.0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	計画値	人	2	2	3	日	40	40	60
	実績値	人	0	0	1	日	0	0	2
	達成率	%	0.0	0.0	33.3	%	0.0	0.0	3.3
就労移行支援	計画値	人	4	5	6	日	60	80	90
	実績値	人	10	5	5	日	118	42	43
	達成率	%	250.0	100.0	83.3	%	196.7	52.5	47.7
就労継続支援A型	計画値	人	35	37	39	日	700	740	780
	実績値	人	31	36	46	日	646	719	914
	達成率	%	88.6	97.3	117.9	%	92.3	97.2	117.1
就労継続支援B型	計画値	人	135	145	155	日	2,300	2,550	2,700
	実績値	人	137	145	147	日	2,380	2,395	2,515
	達成率	%	101.5	100.0	94.8	%	103.5	93.9	93.1
就労定着支援	計画値	人	2	2	3				
	実績値	人	0	0	0				
	達成率	%	0.0	0.0	0.0				
療養介護	計画値	人	15	16	17				
	実績値	人	13	13	12				
	達成率	%	86.7	81.3	70.6				

(実績値*各年度10月提供分)

(3)居住系サービス

施設入所支援、共同生活援助ともに計画値通りの結果となっています(表21)。

表21 居住系サービスの利用実績及び目標達成状況

(／月)		単 位	利用人数		
			H30	R1	R2
施設入所支援	計画値	人	63	63	61
	実績値	人	62	63	63
	達成率	%	98.4	100.0	103.3
自立生活援助	計画値	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	達成率	%	0.0	0.0	0.0
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	人	42	44	46
	実績値	人	41	40	48
	達成率	%	97.6	90.9	104.3

(実績値:各年度 10 月提供分)

(4)相談支援(サービス等利用計画作成)

相談支援は、新規福祉サービス利用者数の増加やサービスの変更等により、計画を上回る利用がありました。地域移行支援、地域定着支援は 10 月分の提供はなく、地域移行支援は計画期間中 3 年間で利用 7 件、地域定着支援は計画期間中の利用はありませんでした(表22)。

表22 相談支援(サービス等利用計画作成)の利用実績及び目標達成状況

		単 位	利用人数		
			H30	R1	R2
計画相談支援	計画値	人	65	70	75
	実績値	人	59	85	93
	達成率	%	90.8	121.4	124.0
地域移行支援	計画値	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	達成率	%	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	計画値	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	達成率	%	0.0	0.0	0.0

(実績値:各年度 10 月分提供)

※地域移行支援

R元年度実績(年間) 1人(延べ) H31.3~R2.2 利用分

R2年度実績(年間) 4人(延べ) R2.3~R2.11 利用分

(5)相談支援事業

相談支援事業所は、3か所、相談支援専門員 7 名で実施しており、相談件数は令和元年度は増加しています(表23)。

表23 相談支援事業の利用実績及び目標達成状況

		単 位	利用人数		
			H30	R1	R2
実施箇所	計画値	所	3	3	3
	実績値	所	3	3	3
	達成率	%	100.0	100.0	100.0
相談件数	計画値	件	-	-	-
	実績値	件	4,243	4,860	1,969
	達成率	%	-	-	-

4. 地域生活支援事業の利用実績及び目標達成状況

(1)理解促進研修・啓発事業

理解啓発講座は、要約筆記体験講座、出前講座等の開催です。令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、講座やイベント等の開催が難しく、実績数値が低くなっています。

表24 理解促進研修・啓発事業の利用実績及び目標達成状況

事業名			H30	R1	R2
理解啓発講座等の開催	計画値	回	3	3	3
	実績値	回	9	8	3
	達成率	%	300.0	266.7	100.0
	計画値	参加者数	150	180	240
	実績値	参加者数	231	349	160
	達成率	%	154.0	193.9	66.7
イベント開催	計画値	回	1	1	1
	実績値	回	1	1	1
	達成率	%	100.0	100.0	100.0
	計画値	参加者数	500	550	600
	実績値	参加者数	500	550	220
	達成率	%	100.0	100.0	36.7
市内企業等へのPR	計画値	回	1	2	3
	実績値	回	1	2	0
	達成率	%	100.0	100.0	0.0
	計画値	参加者数	30	60	90
	実績値	参加者数	30	100	0
	達成率	%	100.0	166.7	0.0
広報活動	計画値	回	3	3	4
	実績値	回	2	3	4
	達成率	%	66.7	100.0	100.0

(数値:各年度末)

(2)自発的活動支援事業

障害のある人、その家族等が行う交流活動に関して、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施ができませんでした(表25)。

表25 自発的活動支援事業の実績

		H30	R1	R2
本人活動支援事業 ボランティア活動支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	無

(各年度末)

(3)成年後見制度利用支援事業

利用は計画値よりも低くなっていますが、社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度の利用はされない現状があります(表26)。

表26 成年後見制度利用支援事業の実績と達成状況

	(／年)	単位	利用人数		
			H30	R1	R2
制度利用者数	計画値	人	3	3	4
	実績値	人	0	2	2
	達成率	%	0.0	66.7	50.0

(数値:各年度末)

(4)成年後見制度法人後見支援事業

計画期間中、成年後見制度法人後見支援事業を実施できる法人がありませんでした(表27)。

表27 成年後見制度法人後見支援事業の実績

		H30	R1	R2
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	無	有	有
	実績値	無	無	無

(各年度末)

(5)意思疎通支援事業

意思疎通支援事業では、聴覚に障害のある人等に対し、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行っています。本市では、平成21年度から手話通訳者を配置し、平成29年度に能美市手話言語条例を制定、施行したことを機に、平成30年度には正職員の手話通訳者を配置し、意思疎通の支援を強化しています。また、知的に障がいのある人や精神に障がいのある人等さまざまな方の意思疎通支援のため、能美市手話言語・障がい者等コミュニケーション促進検討委員会を設置し、施策等の検討を行っています(表28)。

表28 意思疎通支援事業の利用実績及び目標達成状況

			H30	R1	R2
手話通訳者の設置	計画値	人	1	1	1
	実績値	人	1	1	1
	達成率	%	100.0	100.0	100.0
手話通訳者・要約筆記者派遣	計画値	件	350	355	360
	実績値	件	305	347	250
	達成率	%	87.1	97.7	69.4

(数値:各年度末)

(6)手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修の入門、基礎講座ともに、毎年10人前後の受講があります(表29)。

表29 手話奉仕員養成研修事業の実績と達成状況

			H30	R1	R2
研修(入門)受講者	計画値	人	10	10	12
	実績値	人	13	8	12
	達成率	%	108.3	80.0	100.0
研修(基礎)受講者	計画値	件	5	5	5
	実績値	件	8	13	10
	達成率	%	160.0	260.0	200.0

(数値:各年度末)

(7)日常生活用具給付事業

介護訓練支援用具や排泄管理支援用具は増加傾向にあります。その他の給付内容についてはおおむね計画の範囲内の実績です。日常生活用具については、時代やニーズに合わせた用具等を対象としていくことが必要です(表30)。

表30 日常生活用具給付等事業の利用実績及び目標達成状況

		(／年)	単 位	利用件数		
				H30	R1	R2
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	計画値	件	2	3	3
		実績値	件	1	2	7
		達成率	%	50.0	66.7	233.3
	自立生活支援用具	計画値	件	4	5	5
		実績値	件	8	3	6
		達成率	%	200.0	60.0	120.0
	在宅療養等支援用具	計画値	件	5	5	5
		実績値	件	9	1	2
		達成率	%	180.0	20.0	40.0
	情報・意志疎通支援用具	計画値	件	4	5	5
		実績値	件	2	7	7
		達成率	%	50.0	140.0	140.0
	排泄管理支援用具	計画値	件	78	80	85
		実績値	件	66	75	92
		達成率	%	84.6	93.8	108.2
	住宅改修費	計画値	件	3	3	3
		実績値	件	1	2	2
		達成率	%	33.3	66.7	66.7

(数値:各年度末)

(8)移動支援事業

利用実績としてはいずれも計画範囲です。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が少なくなっています。計画値に対して実績値は現状8割程度の利用者となっており、その理由として、事業者数の減少が考えられます(表31)。

表31 移動支援事業の利用実績及び目標達成状況

			(／年)	単位	利用件数		
					H30	R1	R2
移動支援事業	箇所	計画値	所	-	-	-	
		実績値	所	7	6	4	
		達成率	%	-	-	-	
	利用者数	計画値	人	35	37	38	
		実績値	人	26	29	29	
		達成率	%	74.3	78.4	76.3	
	時間	計画値	時間	1,250	1,650	1,800	
		実績値	時間	1,190	1,151	582	
		達成率	%	95.2	69.8	30.2	

(数値:各年度末)

(9)地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、ほぼ計画通りとなっています(表33)。

表32 地域活動支援センター事業の利用実績及び目標達成状況

			(／年)	単位	利用件数		
					H30	R1	R2
地域活動支援センター事業	箇所	計画値	所	6	6	7	
		実績値	所	5	6	7	
		達成率	%	83.3	100.0	100.0	
	利用者数	計画値	人	11	12	13	
		実績値	人	10	14	13	
		達成率	%	90.9	75.0	100.0	

(数値:各年度末)

(10)その他事業

訪問入浴サービス事業、障害児タイムケア事業については利用希望がありませんでした。日中ショートステイ事業は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が少なくなっています(表33)。

表33 地域生活支援事業(その他の事業)の利用実績及び目標達成状況

		H30	R1	R2
生活訓練等事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
日中一時支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
巡回支援専門員整備事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
スポーツ教室棟開催事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
音訳テープ提供事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
身体障害者介助用自動車改造費助成事業 自動車運転免許取得費助成事業 自動車改造費助成(本人運転)事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
障害者虐待防止対策支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有

(各年度末)

			単位	利用件数		
(／月)				H30	R1	R2
訪問入浴サービス事業	箇所	実績値	件	0	0	0
	利用者数	実績値	人	0	0	0
日中ショートステイ事業 (日中一時支援事業)	箇所	実績値	件	9	10	7
	利用者数	実績値	人	37	38	24
障害児タイムケア事業	箇所	実績値	件	0	0	0
	利用者数	実績値	人	0	0	0
生活サポート事業	箇所	実績値	件	0	0	1
	利用者数	実績値	人	0	0	2

(各年度末)

5. 障害児通所支援等の利用実績

(1) 障害児通所支援

児童発達支援や放課後等デイサービスは、計画値を大きく上回っています。受け入れ体制や療育内容のニーズ等から、施設によっては時間や曜日で余裕がないところも出てきており、他施策等含めた調整が必要となっています。医療的ケア児のコーディネーターは令和 2 年度 2 名となりました。障がい児相談支援は令和 2 年度件数が増加しています(表34)。

表34 障害児通所支援等の利用実績

		(/月)	単位	H30	R1	R2
児童発達支援	利用者数	計画値	人	16	17	18
		実績値	人	15	21	24
		達成率	%	93.8	123.5	133.3
	利用日数	計画値	日	120	130	140
		実績値	日	116	143	171
		達成率	%	96.7	110.0	122.1
放課後等デイサービス	利用者数	計画値	人	80	85	90
		実績値	人	84	90	97
		達成率	%	105.0	105.9	107.8
	利用日数	計画値	日	1,170	1,250	1,320
		実績値	日	1,310	1,398	1,481
		達成率	%	112.0	111.8	112.2
保育所等訪問支援	利用者数	計画値	人	2	3	3
		実績値	人	1	0	1
		達成率	%	50.0	0.0	33.3
	利用日数	計画値	日	2	3	3
		実績値	日	1	0	3
		達成率	%	50.0	0.0	100.0
医療型児童発達支援	利用者数	計画値	人	0	0	0
		実績値	人	0	0	0
		達成率	%	-	-	-
	利用日数	計画値	日	0	0	0
		実績値	日	0	0	0
		達成率	%	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	計画値	人	1	1	1
		実績値	人	0	0	0
		達成率	%	0.0	0.0	0.0
	利用日数	計画値	日	1	1	1
		実績値	日	0	0	0
		達成率	%	0.0	0.0	0.0

(表34の続き)

		(/月)	単位	H30	R1	R2
医療的ケア児 コーディネーターの設置	人数	計画値	人	1	1	1
		実績値	人	0	0	2
		達成率	%	0.0	0.0	200.0
障がい児相談支援	利用者数	計画値	人	22	24	26
		実績値	人	22	23	37
		達成率	%	100.0	95.8	142.3

(数値:各年度末)

6. 第5期計画に示された国の基本指針に基づく成果目標に対する実績

第5期の能美市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における国の基本指針に即した成果目標に対する実績は次の通りです。

目標1:福祉施設の入所者の地域生活への移行

	基準値 平成28年度末	目標 令和2年度末	令和2年12月時 点12月時点	達成可否
施設入所者数	62人	61人	63人	

目標2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	考え方	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	協議が必要なケースについては、保健・医療・福祉関係者による「個別ケース会議」を開催し、精神に障がいのある人が安心して地域で生活できるよう協議の場を設置します。 また、個別ケース会議における地域課題は、能美市地域自立支援協議会においても反映させ、地域課題の解決に向け、協議します。	個別ケース会議については自立支援協議会の専門部会において実施し、また当事者の意見を反映できるよう「思いを語る会」を開催しています。 地域共生社会づくりに関連して、対象者が地域で生活できるよう多機関・多職種連携による支援チーム会議を実施し、支援の調整等を実施しています。

目標3:地域生活支援拠点等の整備

項目	考え方	実績
拠点等の整備	既存の施設や事業所等が分担して機能を担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が実施できる体制の整備を検討します。 また、能美市地域自立支援協議会等を通じ、地域に求められている支援のあり方を検討し、障がいのある人への地域生活支援体制の強化を図ります。	障がい者(児)の生活を地域全体で支える為の体制を整備。地域生活支援拠点等整備の5つの機能のうち令和2年度中に①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④地域の体制づくりの一部を実施しています。

目標4:福祉施設から一般就労への移行

	基準値 平成28年度 末	目標 令和2年度末	実績 令和2年 12月時点	達成可否
一般就労移行者数	5人	8人	3人	
就労移行支援事業利用者数	5人	6人	1人	
就労移行率30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合	0.0%	50.0%	—	移行事業支援事業所なし
就労定着支援事業による1年後の定着率	—	80.0%	—	

目標5:障害児支援の提供体制の整備等

国の目標	市の考え方
平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置	市には児童発達支援センターの機能を備えた子ども発達支援センターがあります。 すでにセンターでの支援(保護者等への相談、巡回相談、個別・集団療育、障害児通所支援へのつなぎ等)を中心とし、関係機関と連携した支援体制が構築されています。今後も子ども発達支援センターの支援機能を生かした体制を強化します。
平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築(市内に保育所等訪問支援事業所を設置)	保育所等訪問支援の利用実績は少なく、市内に事業所はありません。市では、保健師や子ども発達支援センター専門員による巡回相談や児童発達支援事業所との連携により保育所等との支援体制がすでに構築されています。今後も巡回相談等を通じ、関係機関との支援体制を強化します。保育所等訪問支援ニーズ・必要者を把握し、市内の設置について検討します。

国の目標	市の目標	市の考え方	結果
平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する	1か所	重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる事業所の確保に努めます。	医療的ケア児が利用できる児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所は、令和2年度現在、市内2か所、小松市1か所、白山市1か所の対応事業所があり、利用者の生活ニーズに応じて利用しています。
平成30年度末までに、医療的ケア児支援に関する協議の場を設置する	設置	地域自立支援協議会の専門部会(子ども連絡会)を協議の場として設置します。	地域自立支援協議会(子ども連絡会)において年一回協議しています。

第3章 計画の基本方向

1. 計画の基本的理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、個々の状況に即した障害福祉サービス等の支援を行うことにより、その自立と社会参加の実現を目指します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい種別や特性によって区別されることなく、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人はもとより、難病患者や発達障がい及び高次脳機能障がいのある人もサービスの対象であることを前提に、個々のニーズに応じた必要な支援が受けられるようサービス提供体制の確保に努めます。

(3) 入所時から地域生活への移行、継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、施設等から地域への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整えていくとともに、地域生活支援拠点の機能の充実やグループホームへの入居支援等、地域の社会資源の有効活用により、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みの構築を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がい・子ども・高齢者・生活困窮者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

障がいを含む地域のあらゆる人が、それぞれ居場所や役割を持ち、支えあいながら自分らしくいきいきと活躍できるまちづくりに向けた取り組みを推進します。

(ア) 地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能を持ち、継続的につながる多機関協働の相談支援体制の強化を図ります。

(イ) 障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、属性や世代を超えた交流や参加を生み出す居場所づくりや参加支援を充実します。

(ウ) 障がい特性に応じた就労や住まいの支援など、多様な社会参加に向けた支援を推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の専門的な支援を提供する地域支援体制の構築を図るほか、ライフステージに応じた保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した切れ目のない支援体制の構築を図り、

障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めます。

(6)障がい福祉人材の確保

個々のニーズの多様化、高齢化、人口減少、自然災害等、多くの要因により近年の社会情勢は変化しています。この変化に対応できる、専門的な知識や技術、そして向上心を持つ人材の確保が必要です。

また、専門職だけではなく、障がいに理解のある地域の人材の確保も重要です。必要に応じ、地域ケア会議等を通じて地域の人々の協力や理解を得られるような取り組みを推進します。

(7)障がい者の社会参加を支える取り組み

障がいのある人の社会参加を推進するために、情報・意思疎通確保の支援や、芸術文化、スポーツ等の暮らしを豊かにする活動など、多様なニーズを踏まえて支援していきます。

2. 計画策定にかかる国の基本指針による数値目標

「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画にかかる基本指針の見直し」が令和 2 年 5 月に告示され、市は基本指針に即して 3 か年の障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定が求められています。

数値目標の設定

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、施設入所者の高齢化や重度化に配慮して、令和元年度の施設入所者のうち、6%以上を地域生活へ移行すること、施設入所者数については 1.6%以上を削減することを成果目標としています。

地域生活移行者数(基準値:令和元年度末時点の施設入所者数 63 人)

項目	数値(単位)	説明
目標値	4人	令和 6 年(2024)3 月末時点におけるグループホーム等への地域生活移行予定者数
	6 %	基準値からの地域生活移行率

施設入所者数(基準値:令和元年度末時点の入所者 63 人)

項目	数値(単位)	説明
目標値	61人	令和 6 年(2024)3 月末時点における施設入所者数
	△1.6 %	基準値からの削減率

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針では、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現できるよう、医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すこととしています。

KPI(代替指標)

項目	数値	説明
保健・医療・福祉等関係者による協議の場	2 回	各年度 2 回
精神に障がいのある人の地域定着支援の利用者数	2 人	(令和 2 年実績 0 人×1.2)
精神に障がいのある人の自立生活援助の利用者数	2 人	(令和 2 年実績 0 人×1.2)
精神に障がいのある人の地域移行支援の利用者数	3人	(令和 2 年実績 1 人×1.2)

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点については、国は障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域課題に応じた相談支援や福祉サービス提供のニーズを踏まえた機能の設置を求めています。能美市においては、令和 2 年度に地域生活支援拠点を整備し、①緊急時の受け入れ②自立生活に向けての体験③相談窓口を設け障害者等のニーズの受け皿となっています。今後運用実績をもとに、質の向上や必要なサービス提供、体制の充実を図ります。

1 つ以上の拠点の確保と機能の充実及び運用状況の検証及び検討

項目	数値(単位)	説明
目標値	1 か所	地域生活支援拠点数
	1回／年以上	運用状況の検証する場(協議会等)開催数

(4)福祉就労から一般就労への移行等

就労移行支援事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)について、国は一般就労への移行者数を主に目標値として定めています。障がい者等の就労については、経済的自立のほか、社会参加の意義もあり、一般就労だけでなく定着、多業種との連携、受注機会の多様化や工賃の向上等にも取り組む必要があります。

項目	数値(単位)	説明
一般就労への移行数	8 人	令和元年度実績(6 人)×1.27以上
就労移行支援事業からの一般就労者数	6 人	令和元年度実績(4 人)×1.3以上
就労継続支援 A 型からの一般就労者数	3 人	令和元年度実績(2 人)×1.26 以上
就労継続支援 B 型からの一般就労者数	4人	令和元年度実績(3 人)×1.23 以上
就労定着支援事業利用者数	6 人	一般就労移行者のうち 7 割利用
就労定着支援事業就労定着率	70%以上	定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

(5)障害児支援の提供体制の整備等

国の目標値として、「児童発達支援センターの設置及び保育所訪問支援体制の整備充実」「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」「医療ケア児支援のための連携協議の場の設置及びコーディネーターの配置」があげられています。

能美市においては、障害特性への支援は早期発見及び早期対応が必要と考え、母子保健・児童福祉と連携した発達支援を促進しています。支給決定を要する障害福祉サービスとしての児童発達支援センターではなく、子育て支援としての子ども発達支援センターでの相談対応により、ペアレントトレーニングや保育園等訪問支援等を実施していることから、児童発達支援センターとしての設置は行いませんが、同等の機能を有する子ども発達支援センターの設置を以って「児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援体制の整備充実」については達成済みと考えます。他2項目についても令和2年度末までにすでに達成済みです。

		R3	R4	R5
児童発達支援センターの設置		1 か所	1 か所	1 か所
保育所訪問支援体制の整備		実施	実施	実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	箇所	2 か所	2 か所	2 か所
医療ケア児支援のための連携協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場	設置	設置	設置
	医療コーディネーター数	2 人	2 人	2 人

(6)相談支援体制の充実・強化等

「総合的・専門的な相談支援体制の強化」として、能美市においては、高齢者・障がい者・生活困窮者の総合的な相談の窓口として「あんしん相談センター」を市内中学校区に各1か所、計3か所設置し、複合的な課題の相談を受け付け、世帯丸ごとの支援を行っています。また、多機関・多職種連携による「支援チーム会議」を行うことで、本人のニーズにあったサービスの提供や暮らし方の検討を行っています。

		R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援	総合相談支援機関の設置	設置	設置	設置
相談支援体制の強化	地域事業者に対する専門的な指導・助言	実施	実施	実施
	地域の事業者人材育成支援	実施	実施	実施
	地域の相談機関との連携強化の取組	実施	実施	実施

KPI(代替指標)

項目	数値(単位)	説明
支援チーム会議数	26 件	令和元年度支援チーム会議数(22 件) ×1.2

(7)障害福祉サービスの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化することに伴い、職員の質の向上等が必要であり、必要な研修等に積極的に参加していきます。

項目	数値(単位)	説明
研修参加職員数	3人/年	県主催の研修及びその他各種研修への市職員参加数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回/年	

3. 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービスとその体系

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法では、障がいの種別によらず、共通の制度で一元的に福祉サービスが提供されることが規定されています。また同法では全国一律で共通に提供を受けることができる「自立支援給付」と、その地域の状況や特徴に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」が規定されています。

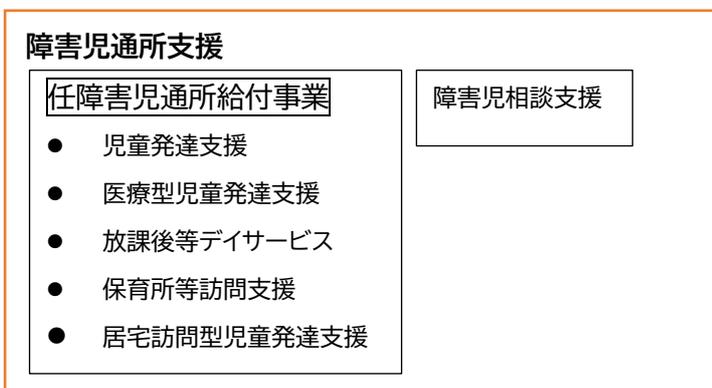
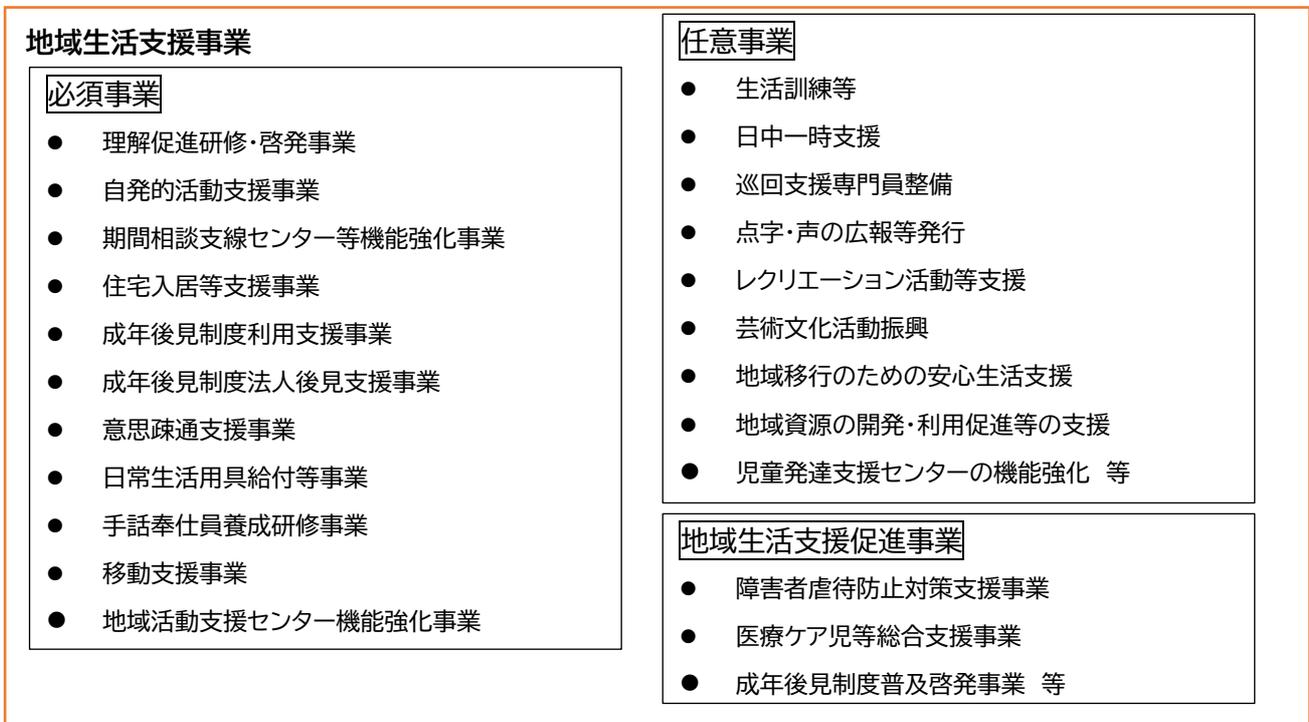
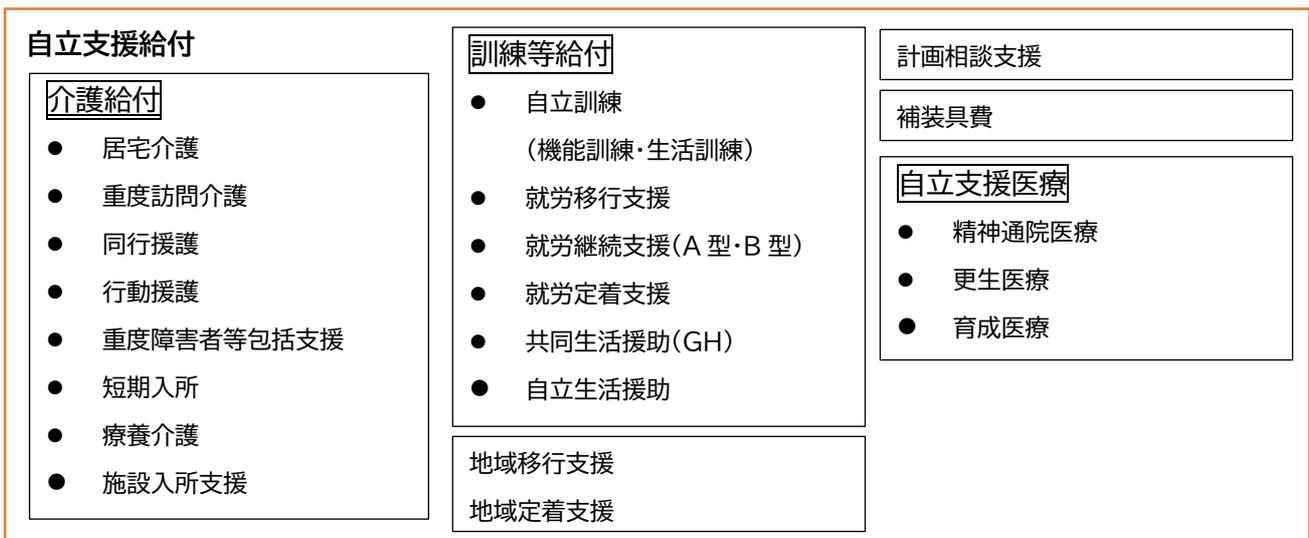
「自立支援給付(障害福祉サービス)」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、精神通院医療、更生医療、育成医療の「自立支援医療」、計画相談支援を受ける場合の「計画相談支援給付」、地域相談支援を受ける場合の「地域相談支援給付」、身体を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具費」などに分類されます。

「地域生活支援事業」は、理解促進研修、啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意志疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の10事業が必須事業とされており、それ以外の地域生活支援事業は市町村の判断により実施する任意事業となっています。

(2) 児童福祉法に基づくサービス

平成24年の児童福祉法の改正により、障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、及び障害児相談支援が規定されています。

(3)サービスの体系



第4章 障害福祉サービス等の見込みと方策

1. 介護給付

(1). 訪問系サービス

(ア) サービス内容

区分	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者又は精神障害者で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(イ) サービス見込量

(／月)	単位	利用人数			単位	利用日数		
		R3	R4	R5		R3	R4	R5
居宅介護	人	35	35	35	時間	350	350	350
重度訪問介護	人	1	1	1	時間	12	12	12
同行援護	人	3	3	3	時間	12	12	12
行動援護	人	3	3	3	時間	12	12	12
重度障害者等包括支援	人	1	1	1	時間	10	10	10

(ウ) 確保のための方策

- 障がい種別に関わらず、個々の状況やニーズ、障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう体制の充実を図ります。
- 重度障害者等包括支援は現在提供されていませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。
- 行動援護や同行援護のヘルパー育成等、サービスのさらなる質的向上を図るため、定期的な研修や研修情報を提供します。
- ヘルパー等の支援が必要なケースなのか、ヘルパーでなくても近所の人との協力によりでき

る支援なのか見極めをし、サービスの提供を検討します。

(2)日中活動系サービス

(ア)サービス内容

区分	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介助を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護をする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

(イ)サービス見込量(各年度 10 月提供分)

	(／月)	単 位	利用人数			単 位	利用日数		
			R3	R4	R5		R3	R4	R5
短期入所	計画値	人	20	21	22	日	90	94	99
生活介護	計画値	人	120	126	127	日	2500	2520	2540
療養介護	計画値	人	13	13	13				

(ウ)確保のための方策

- 短期入所については、緊急時や介護負担軽減のためにタイムリーに利用できないこと、医療的ケアが必要であることから利用が困難となっていることが課題です。令和 2 年度から緊急時の受け入れを事業所と連携して実施しており、よりニーズに応じたサービスの提供ができるよう努めます。

(3)居住系サービス

(ア)サービス内容

区分	内容
施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、必要な方については、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(イ)サービス見込量(各年度 10 月提供分)

	(／月)	単 位	利用人数		
			R3	R4	R5
施設入所支援	計画値	人	63	62	61
自立生活援助 (グループホーム)	計画値	人	56	60	65

(ウ)確保のための方策

- 地域相談支援の活用等により地域生活への移行促進を図るとともに、適切なアセスメント、マネジメントにより、入所を必要とする方の待機状態の解消に努めます。
- グループホームの形態の多様化のニーズもあり、事業所等と連携しながら必要な施設の供給策についても検討を行っていきます。

2. 訓練等給付

(1)日中活動系サービス

(ア)サービス内容

区分	内容
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能向上のための必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、食事や家事等、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等での就労が困難な人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場の提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族等との連絡調整等の支援を行います。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する人に定期的な巡回訪問又は随時訪問を受けて訪問を行い、必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

(イ)サービス見込量

	(／月)	単 位	利用人数			単 位	利用日数		
			R3	R4	R5		R3	R4	R5
自立訓練(機能訓練)	計画値	人	1	1	1	日	10	10	10
自立訓練(生活訓練)	計画値	人	1	1	1	日	20	20	20
就労移行支援	計画値	人	5	5	6	日	45	45	54
就労継続支援A型	計画値	人	50	55	60	日	993	1,092	1,192
就労継続支援B型	計画値	人	150	155	160	日	2,566	2,651	2,737
就労定着支援	計画値	人	1	2	2	-	-	-	-
自立生活援助	計画値	人	1	1	1	日	10	10	10

重点課題(1) 就労について

障害のある人の就労については、経済的な自立のほか、社会参加や日中活動としての意義があります。本計画においても、就労の目標指標を多く掲げています。

障害のある人の就労に関し、一般的に各関係機関の連携関係は図1に示されている通りです。本市の就労に関する環境として、障害者就業・生活支援センターやハローワークが小松市にあり、また就労移行支援事業所が市内にない状況です(表35)。それにより、就労移行支援事業や就労定着支援事業の利用実績が少なく、一般就労へ移行する場合でも、それらのサービスを使わず就労継続支援 A 型または B 型から一般就労という流れが一般的となっています。

現状を踏まえ、国の目標を効果的に進めるためには、①障害者雇用の現状や障がい者の働く力についての一般企業への周知広報、理解促進を進め、協力企業を増やす。②一般就労または福祉的就労の職種や作業の多様化、③個別ニーズに合った就労環境の充実が、本市においては重点的な取り組みとなってきます。

また、福祉的就労の場の充実、障がいのある人の社会参加や自立促進に重要です。経済的に自立するために、④付加価値のある商品開発や、⑤販路の開拓、企業からの請負事業の増加など収入や工賃を向上させる施策が必要であります。

図1 就労移行等連携調整にかかる関係機関の連携

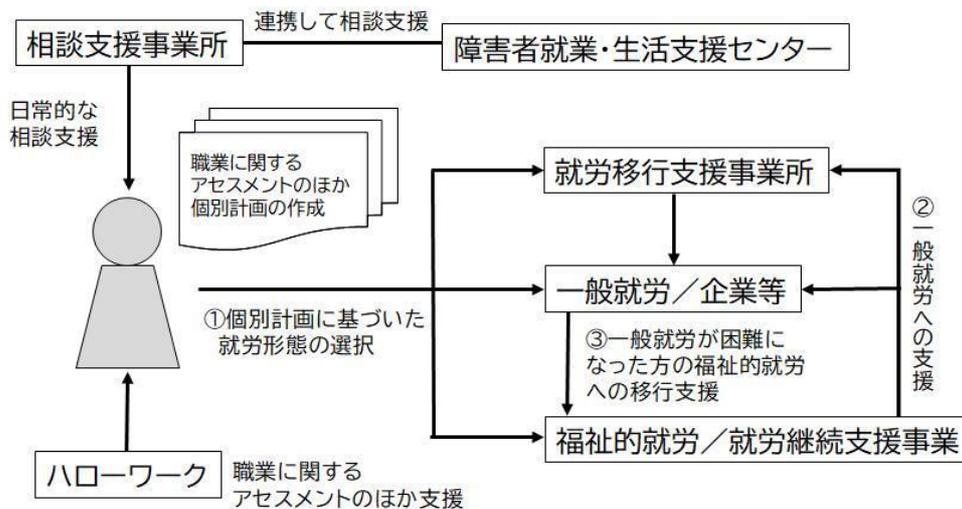


表35 こまつ障害者就業・生活支援センターの利用者(人)

		身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
平成 29 年度	能美市民	2	3	10	0	15
	センター全体	3	21	32	1	57
平成 30 年度	能美市民	2	5	5	0	12
	センター全体	7	22	31	3	63
令和元年度	能美市民	1	5	3	0	9
	センター全体	10	26	27	5	68

(ウ)確保のための方策

- 一般就労への移行者が増加するよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら、さらなる支援の充実に努めます。
- 一般企業への理解啓発を進め、協力企業を増やし、多様な就労形態や職種のある就労環境の構築に努めます。

3. その他のサービス

(ア)サービス内容

区分	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用開始や継続に際して、障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等の利用計画を作成します。
地域移行支援	施設や病院等に入所している障がいのある方に対して、地域移行支援計画を作成し、地域生活に移行するための、必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(イ)サービス見込量

(／月)		単 位	利用人数		
			R3	R4	R5
計画相談支援	計画値	人	100	103	105
地域移行支援	計画値	人	1	1	1
地域定着支援	計画値	人	1	1	1

(ウ)確保のための方策

- 障がいのある人やその家族等が気軽に相談できるように、情報発信や啓発に努めます。
- 能美市地域自立支援協議会、相談支援事業所連絡会等を活用し、相談支援専門員との連携を強化し、継続した研修等、相談支援の質の向上やスキルアップ等人材育成に努めます。
- 入所施設や精神科病棟から地域生活への移行や地域生活に不安のある人を的確に把握し、地域移行支援、地域定着支援のサービス利用の促進に努めます。

4. 地域生活支援事業

重点課題(2) 障がいに関わる理解啓発の取り組みの推進

第5期計画期間中、平成30年4月に能美市手話言語条例が施行されたことに伴い、手話や聴覚障がいへの理解啓発が積極的に展開されました。本計画においても、障がいのある人が就労したり社会参加したりする際の合理的配慮のみならず、権利擁護や差別解消のための理解啓発、人材不足解消に向けた広報周知など、幅広い視点で実施していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

(ア) 事業内容

障がいのある人が、日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除くため、理解啓発活動や研修等を実施し、広く市民に働きかけ、共生社会の実現を目指します。

(イ) 事業見込

事業名			R3	R4	R5
理解啓発講座等の開催	計画値	回	5	6	7
	計画値	人	185	220	260
イベント開催	計画値	人	600	600	600
企業等への理解啓発	計画値	人	100	100	100
広報活動	計画値	回	12	12	12

(ウ) 確保のための方策

- 啓発事業としては、障害者週間時期にイベント開催しています。イベント開催については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまで行ってきた形態や内容について、工夫と検討が必要となります。
- 市内企業等への理解啓発については、就労業種や環境の多様化を見据え、障害者雇用に積極的な企業や商工会等と連携をしながら理解啓発に努めます。
- 福祉分野の人材不足についても、若年層に対し将来の進路や就職の選択肢となるよう、福祉の仕事や働く価値を周知広報していく取組を進めます。

(2)自発的活動支援事業

(ア)事業内容

障害のある人、その家族等が行う、地域における自発的な取り組みに対し支援することにより、共生社会の実現を推進します。

(イ)事業見込

事業名	R3	R4	R5
本人活動支援事業 ボランティア活動支援事業	実施	実施	実施

(ウ)確保のための方策

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまで行ってきた形態や内容について、工夫と検討が必要となります。障害のある人の交流や社会活動を通じて、当事者たちのエンパワメントを高めていきます。

(3)相談支援事業

(ア)事業内容

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止 3 及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います

(イ)事業見込

区分	単位	R3	R4	R5
相談支援事業	箇所	3	3	3
	件数	4,800	4,800	4,800

(ウ)確保のための方策

- 障がいのある人やその家族などが気軽に相談できるように、情報発信や啓発に努めます。
- 能美市自立支援協議会、相談支援事業所連絡会を活用し、相談支援専門員との連携を強化し、相談支援の質の向上、スキルアップなど人材育成を継続的に進めます。

(4)権利擁護強化促進事業

(ア)事業内容

福祉サービスの利用等において、経済的理由により、成年後見制度の利用が困難な、知的に障がいのある人または精神に障がいのある人等に対し、申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成を進めることにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護

に努めます。

中核機関は、地域の団体や機関、専門職等と連携して、地域連携ネットワークの中核となる機関です。①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能の4つの機能があり、成年後見制度利用前の相談から、後見人が付いた後の生活上の課題など、制度利用について総合的に支援し、障害のある人の権利を擁護して、豊かなくらしづくりをサポートします。

(イ)事業見込

事業名	R3	R4	R5
権利擁護強化促進事業 利用者	4人	4人	4人

(ウ)確保のための方策

- 民生委員・児童委員、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、医療機関、金融機関等様々な機関と連携しながら周知広報を図り、制度利用を促進していきます。

(5)意思疎通支援事業

(ア)事業内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人等を対象に、意思疎通の支援をします。特に、聴覚に障がいのある人を対象とした手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。

(イ)事業見込

区分	単位	R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記者派遣	人	350	360	370

(ウ)確保のための方策

- 県聴覚障害者協会等と連携し、登録手話通訳者等が確実に確保されるよう努めます。
- タブレット型他情報機器の利用やコミュニケーションカード等、聴覚、視覚、知的など、障害のある人の特性に応じた意思疎通支援に努めます。

(6)日常生活用具給付等事業

(ア)事業内容

在宅の重度の障害のある人に対し、障害の種類、程度に応じた自立支援用具等の日常生活用具を給付します。

- 介護訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等

- 自立生活支援用具:移動・移乗支援用具、特殊便器、聴覚障害者屋内信号装置等
- 在宅療養等支援用具:透析液加湿器、電気式たん吸引機、盲人用体重計等
- 情報・意思疎通支援用具:情報・通信支援用具、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計等
- 排泄管理支援用具:ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
- 住宅生活動作補助用具(住宅改修費)

(イ)事業見込

区分	単位	R3	R4	R5
介護訓練支援用具	件	3	4	5
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5
排泄管理支援用具	件	85	90	95
住宅改修費	件	3	3	3

(ウ)確保のための方策

- 技術革新等により、安価でより使いやすい用具等が開発される可能性もあるため、社会の動向を注視しつつ、対象となる用具等の拡充を検討し、その人の特性に合った適切な給付に努めます。

(7)手話奉仕員養成研修事業

(ア)事業内容

手話で日常会話ができる人(手話奉仕員)を育成するため、また手話通訳者養成講座に繋がる初歩の段階として、入門・基礎の課程を設定し、それぞれの課程に応じたプログラム内容で研修を実施します。

(イ)事業見込

区分	単位	R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修(入門)	人	12	12	12
手話奉仕員養成研修(基礎)	人	8	8	8

(ウ)確保のための方策

- 聴覚に障がいのある人等が日常生活をするうえで、手話通訳の重要性はますます認知されてきています。市の広報誌やケーブルテレビ等で受講者の確保に努め、簡単な手話が理解できる市民を増やし、共生社会の実現に努めます。

(8)移動支援事業

(ア)事業内容

屋外での移動が困難な障害のある人等について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出の移動を支援することにより、地域における自立生活および社会参加を促します。

(イ)事業見込

区分	単位	R3	R4	R5
移動支援事業	人	30	30	30
	時間	1,100	1,100	1,100

(ウ)確保のための方策

- 地域での自立した生活支援や社会参加促進のため、利用者のニーズ把握に努めます。

(9)地域活動支援センター事業

(ア)事業内容

利用者への創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進等、地域の実情に応じた事業を実施します。

(イ)事業見込

区分	単位	R3	R4	R5
地域活動支援センター事業	か所	7	7	7
	人	15	16	17

(ウ)確保のための方策

- 地域での自立した生活の支援、社会参加促進のため、利用者のニーズ把握に努めます。
- 能美市自立支援協議会等と連携し、サービス提供事業所数や利用者の増加を図ります。

(10)その他の事業

(ア)事業内容

区分	内容
生活訓練等	視覚に障害のある人を対象に、用具等の情報提供、日常生活に必要な訓練・指導を行います。
日中一時支援	見守り等の支援が必要な障害のある人等の家族が、就労や休息等のために一時的に見守ることが困難な場合、障害のある人の日中における活動の場を提供します。
巡回支援専門員整備	子ども発達支援センターに支援専門員を配置し、保育園、学校等を訪問し、「気になる」段階からの児童の把握に努めるとともに、職員や保護者等に対する助言、相談を早期から継続して行います。また、医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連絡調整を行い、自立に向けた包括的な支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツを通じて障害のある人の健康増進、交流。余暇等に資するとともに、障害者スポーツを普及します。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音訳により、障がいのある人が日常生活をするうえで必要度の高い情報が掲載されているし広報誌を毎月提供し、視覚障害のある人の社会参加を促進します。

(イ)事業見込

事業名	R3	R4	R5
生活訓練等	実施	実施	実施
日中一時支援	実施	実施	実施
巡回支援専門員整備	実施	実施	実施
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行	実施	実施	実施

(ウ)確保のための方策

- 地域での自立した生活の支援、社会参加促進のため、利用者のニーズ把握に努めます。

(11)地域生活支援促進事業

(ア)事業内容

区分	内容
医療的ケア児等総合支援事業	人口呼吸器や痰の吸引など、医療的ケアが必要な障害児が、地域で適切な支援を受けられる体制を整備します。
障害者虐待防止対策支援事業	児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者間暴力等の防止のため、関係機関との連携及び情報交換、対策の検討と啓発活動を行うために設置された能美市虐待防止協議会の中に、障害者対策部会を設け、障害者虐待の予防及び早期発見のために関係機関との連携、啓発、専門的調査研究を行い、協議会に対して報告を行います。

(イ)事業見込

事業名	R3	R4	R5
医療的ケア児等総合支援事業	実施	実施	実施
障害者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施

(ウ)確保のための方策

- 医療的ケア児の発達やニーズを把握し、適切な支援の実施に努めます。

第5章 障害児支援の提供体制と整備

1. 障害児通所支援

(ア)事業内容

区分	内容
児童発達支援	未就学児を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象として生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な援助を行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活への適応のために、児の通う施設を訪問し、専門的な支援その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援	サービスの利用開始や継続に際し、障害児支援利用計画を作成します。
医療型児童発達支援	未就学で上下肢または体幹に障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある未就学の障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行います。

(イ)サービス見込

	単位	R3	R4	R5
児童発達支援	日	175	176	175
	人	26	26	26
放課後等デイサービス	日	1,510	1,520	1,510
	人	100	102	100
保育所等訪問支援	日	6	6	6
	人	2	2	2
障がい児相談支援	人	38	38	38
医療型児童発達支援	日	1	1	1
	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	日	1	1	1
	人	1	1	1

重点課題(3) 放課後等デイサービスの受け入れ体制

放課後等デイサービスの実績として利用者は計画比約108%、利用日数は計画比約112%となっています。能美市自立支援協議会が調査したところ、7事業所中5事業所では定員を超えて受け入れしている現状となっています(表36)。また、新しい事業所は低学年児童が多いため、空きが出にくい状態が続いています。毎年10人程度の支給決定がされており、今後もその傾向が続くと推測されます。

現状を踏まえ、課題として①定員そのものの量的な対応②療育対象の基準や利用者評価等のしくみの検討③放課後等児童クラブとの連携が挙げられます。サービス体制としての受け皿の充実を図り、利用者の適切な療育環境の構築を目指します。

表36 (再掲)放課後等デイサービスの実績

		(/月)	単位	H30	R1	R2
放課後等デイサービス	利用者数	計画値	人	80	85	90
		実績値	人	84	90	97
		達成率	%	105.0	105.9	107.8
	利用日数	計画値	日	1,170	1,250	1,320
		実績値	日	1,310	1,398	1,481
		達成率	%	112.0	111.8	112.2

(ウ)確保のための方策

- 放課後等デイサービスは、放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がいのある児童の保護者・家族から高い利用ニーズがあります。早期からの確に支援が開始できるよう、母子保健、子ども発達支援センター等関係機関と連携を図り、乳幼児から学校卒業まで一貫した支援の提供、多種多様なニーズに応じられるよう体制整備を強化します。
- 能美市自立支援協議会子ども連絡会と連携し、障がいのある児童のニーズに応じた適切なサービス量を確保できる体制の整備に努めます。

2. 子ども発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターの設置が求められています。能美市では平成26年から、子ども発達支援センターを設置し、子どもの発達の不安を持つ保護者の相談に対応するとともに、各療育事業の実施により、子どもの心身の健全な発達を促しています。療育事業として、保護者へのペアレントトレーニング、個別・集団での療育支援等を行っています。令和元年度から、子ども発達支援センターに教育相談職員を配置し、18歳までの切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。

事業名	R3	R4	R5
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所	1か所

3. 保育所等訪問支援体制の構築

保育所等での行動観察、保護者から保育士等への相談、子ども発達支援センターでの発達相談から、発達が気になる児の早期把握・早期療育に努めるとともに、庁内関係部局及び能美市地域自立支援協議会子ども連絡会と連携し、必要な療育環境の提供を行っていきます。

事業名	R3	R4	R5
保育所等訪問支援の実施	実施	実施	実施

4. 重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年度現在、重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は2か所あり、今後も利用のニーズを見定めながら確保に努めていきます。

事業名	R3	R4	R5
重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の設置	2か所	2か所	2か所

5. 医療的ケア児支援のための連携協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児は、その必要なケアの内容がそれぞれ個人差が大きく、個別の支援が必要となります。そのため、成長段階も含めた関係機関やサービス等の調整が必要です。その調整を行う連携協議の場の実施及びコーディネーターの設置により、継続的で具体的な個別支援を行っていきます。

区分	R3	R4	R5
医療的ケア児のための連携協議の場	実施	実施	実施
医療的ケア児コーディネーター	2人	2人	2人